



古河市上下水道事業運営審議会

古河市の適正な水道料金の水準について

第3回検討会

令和5年8月24日
事務局説明資料

1 水道料金体系の検討

1 水道料金体系の検討

(1) 現在の料金体系

① 基本料金

量水器口径	基本料金(税込)
13mm	605円
20mm	704円
25mm	803円
30mm	2,002円
40mm	3,421円
50mm	6,182円
75mm	13,090円
100mm	23,155円

② 従量料金

使用水量	従量料金(税込) ※1m ³ あたり
10m ³ 以下のもの	77円
10m ³ を超え50m ³ 以下のもの	176円
50m ³ を超え100m ³ 以下のもの	187円
100m ³ を超えるもの	198円

※計算例 口径20mmで20m³使用した場合(税込)

基本料金704円+従量料金(77円×10m³+176円×10m³)=3,234円

(2) 契約者の状況 (令和5年7月データ)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	計
契約件数(件)	13,121	48,656	1,618	100	386	141	47	6	64,075
構成割合(%)	20.5	75.9	2.5	0.2	0.6	0.2	0.1	0.0	100.0

基本料金は、主に一般家庭が使用する量水器口径13mmから25mmまでの区分を低額に設定

従量料金は、逦増制(4段階)にすることで、一般家庭が使用する水量帯を低額に設定

1 水道料金体系の検討

(3) 料金改定の料金体系への反映

パターン	備 考
基本料金×改定率	<ul style="list-style-type: none"> ・使用水量が少ない使用者ほど改定の影響を受ける ・基本料金だけの改定の場合、改定率が大幅に上昇 ※仮に本検討会資料の必要額を基本料金のみでカバーする場合、改定率は30%前後となる ・給水収益が使用水量に左右されない
従量料金×改定率	<ul style="list-style-type: none"> ・使用水量が多い使用者ほど改定の影響を受ける ・従量料金だけの改定の場合、改定率は低下 ※仮に本検討会資料の必要額を従量料金のみでカバーする場合、改定率は8%前後となる ・給水収益が使用水量に左右される
(基本料金+従量料金) ×改定率	<ul style="list-style-type: none"> ・一律に改定率を適用することで公平に改定される ・現在の基本料金と従量料金のバランスを維持する ・水道料金が固定費と変動費の両方に配賦される ※固定費:使用水量にかかわらず発生する費用 変動費:使用水量に応じて変動する費用(薬品費等)

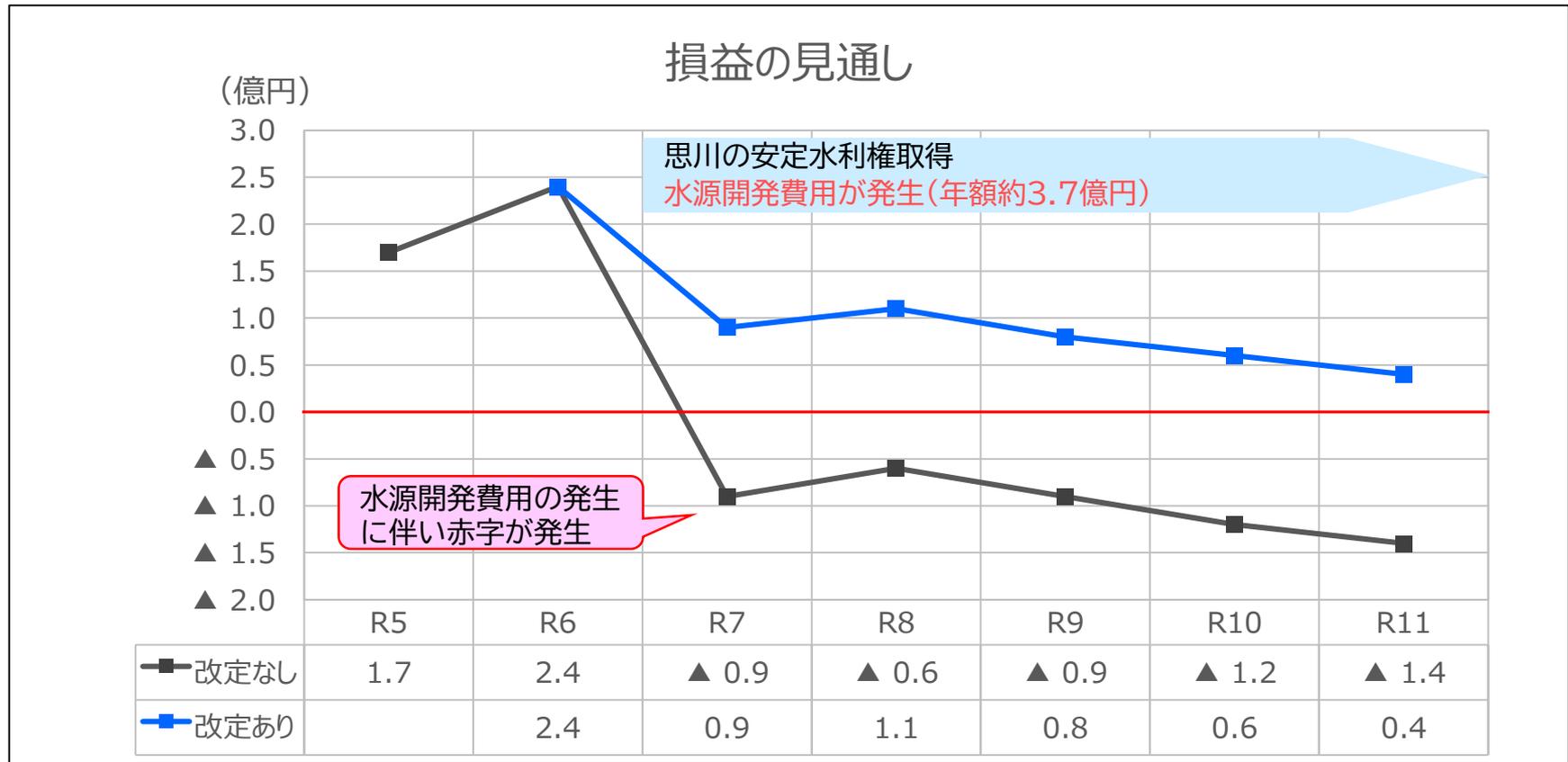

現行の二部料金制（基本料金＋従量料金）を採用し、負担の公平性確保と料金体系を明確化
基本料金及び従量料金を改定することで、負担の公平性と収益の安定性を確保

2 水道料金改定の考え方

2 水道料金改定の考え方

(1) 料金改定の時期

- 水源開発費用の発生に合わせて料金改定を実施することで、損益黒字を維持することができる
- 思川開発に遅延が生じた場合、水源開発費用負担も先送りとなり、現在の経営状況を維持することになる



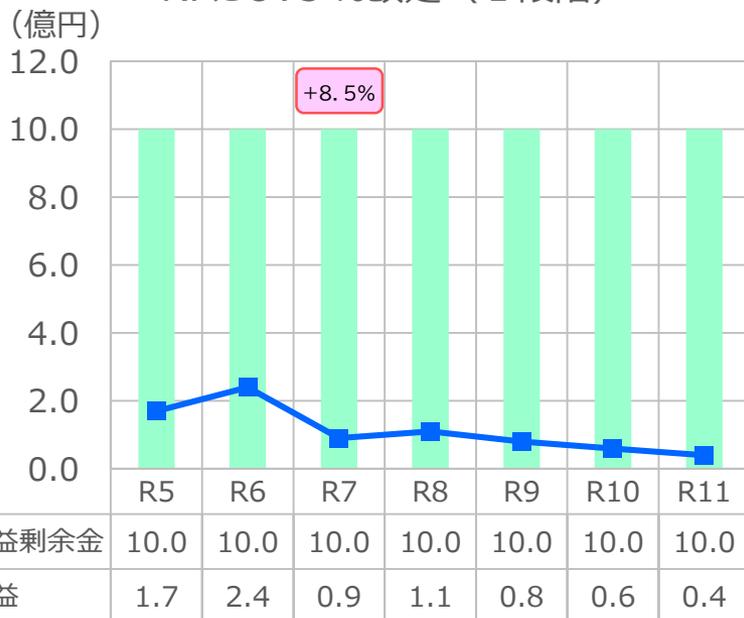
▶ 料金改定の時期は、水源開発費用負担の発生に合わせて実施

(2) 料金改定の方法

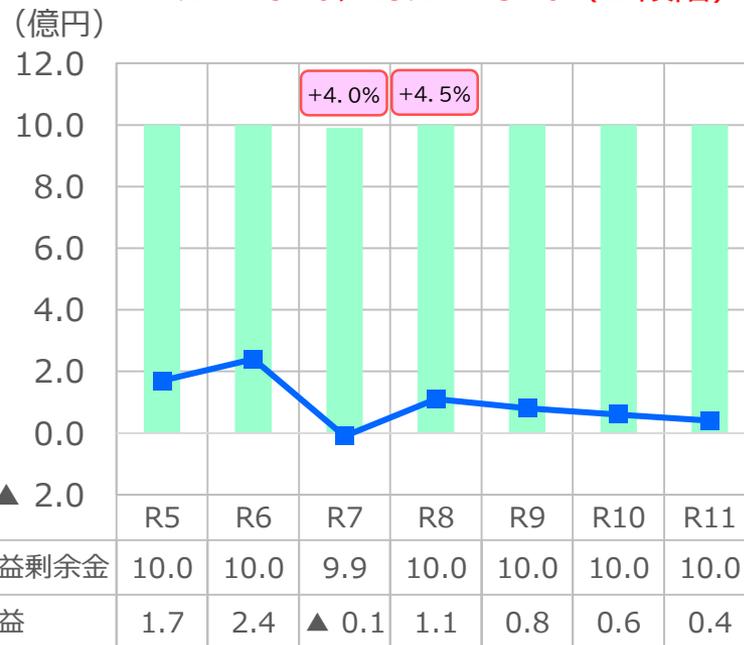
- 料金改定による水道使用者への急激な負担増を軽減する方法として、段階的な料金改定が有効
- 段階的な改定の場合、当初の改定時において損益が減少するものの、利益剰余金を確保していることで、ただちに経営悪化することはない

損益と利益剰余金の推計

R7に8.5%改定（1段階）



R7に4.0%、R8に4.5%（2段階）



▶ 利益剰余金の弾力的な活用により、段階的な料金改定も可能